

川内原子力発電所 2 号機 第27回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項（定期事業者検査）

2. 定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
 - ①非常用電源設備
 - ②常用電源設備
 - ③火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体157体のうち、一部を新燃料に取り替える。

(2) 受電系統の変更に係る工事

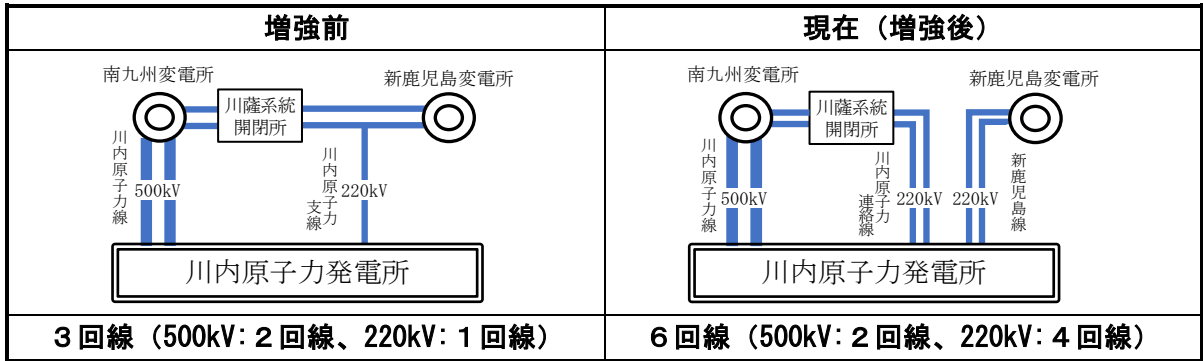
外部電源確保の更なる信頼性向上を図るため、発電所外から受電する回線数を3回線から6回線に増強（2023年12月増強済）するとともに、特高開閉所を高台に移設する工事を実施してきた。今回の定期検査において、2号機の発電機を新たな特高開閉所へ接続し、高台から送電を行う。

以 上

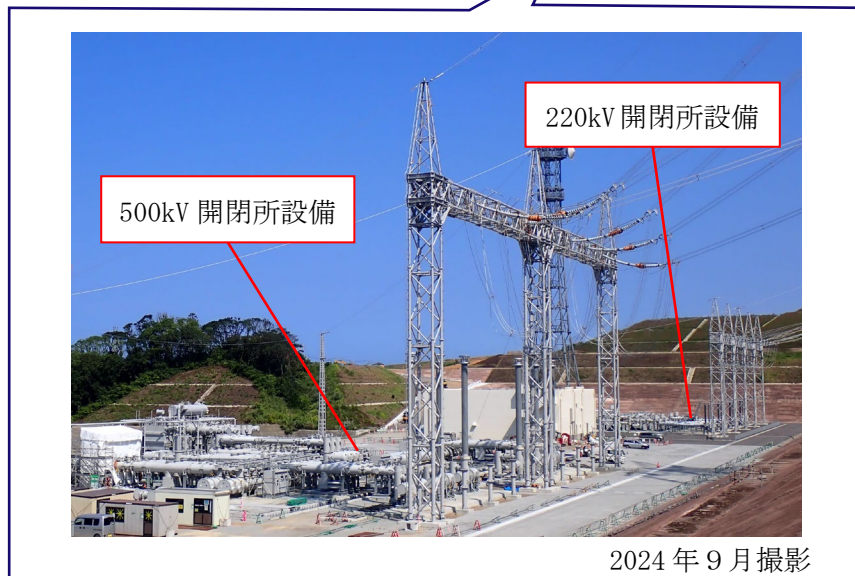
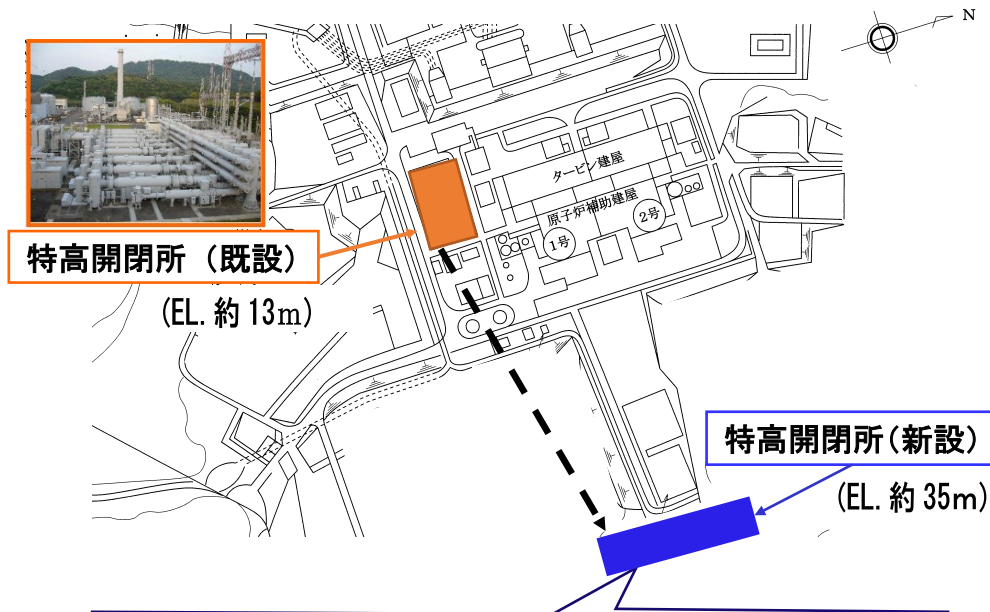
主な工事の概要

受電系統の変更に係る工事

外部電源確保の更なる信頼性向上を図るため、発電所外から受電する回線数を3回線から6回線に増強（2023年12月増強済）するとともに、特高開閉所を高台に移設する工事を実施してきた。今回の定期検査において、2号機の発電機を新たな特高開閉所へ接続し、高台から送電を行う。



【受電回線数増強 概略図】



【特高開閉所移設 概略図】